

令和8年度後期高齢者医療保険料率が決まりました

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。
 ※保険料率は、2年ごとに見直されます。子ども子育て支援納付金分(子ども分)は令和9年度に見直し予定です。
 ※茨城県内の保険料率は均一です。
 ※保険料の賦課限度額(上限)は、医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。
 ※子ども分は、令和8年4月分から従来の保険料(医療分)とあわせてお支払いいただきます。

【子ども・子育て支援金制度】

全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出したとき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

・なぜ独身者や高齢者も支払うのか
 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となります。子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身者や高齢者などに加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

▼問い合わせ

保険年金課 後期医療係
 ☎68・2211(内線175)

区分	均等割額	所得割率
医療分	49,500円	9.32%
子ども子育て支援納付金分(子ども分)	1,400円	0.28%

軽自動車税の減免申請

身体障がい者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税の減免制度があります。
 ※自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

▼手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 「対象車両を運転する方」の運転免許証またはマイナ免許証
- ※マイナ免許証の場合は、「マイナ免許証アプリ」で読み取った「マイナ免許証の免許情報」の画面の提示もしくは「マイナ免許証の免許情報」を印刷したものが必要です。
- 車検があるものは自動車検査証(軽二輪については軽自動車届出済証)
- 軽自動車税納税通知書

※納めないでください

障がい者の方の利用のために改造されたものは、写真など構造がわかるもの

▼申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車税納税通知書を受け取ってから、6月1日(月)(納期限)までです。納期限を過ぎてからの申請は受けられませんのでご注意ください。

▼問い合わせ・申し込み

税務課 町民税係
 ☎68・2211(内線203)

▼対象および範囲

区分	軽自動車などの所有者	軽自動車などの運転者
身体障がい者	18歳以上	本人
	18歳未満	生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者	本人	本人
知的障がい者 精神障がい者	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方

○対象車両は全て、身体障がい者などの通学、通院、通所または仕事のために使用するものに限りません。

○障がい者の方を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場合に限ります。

○自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。

○障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障がいの程度によらず減免の対象となります。

※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所へお問い合わせください。
 ☎029・892・6111

年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

日本年金機構では、全国の年金事務所や年金相談センターで年金相談の予約を受け付けています。
 年金事務所などの窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望する方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

▼予約受付専用電話

☎0570・05・4890
 (ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合は☎03・6631・7521(一般電話)

※予約の際は、基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳など)をご用意ください。
 ※予約相談希望日の前日まで受け付けます。

▼受付時間

月曜日～金曜日
 午前8時30分～午後5時15分
 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

▼予約相談のメリット

・お客さまのご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
 ・相談内容に合ったスタッフが、事前に準備した上で対応します。

▼予約相談の実施時間

午前9時～午後4時(月～金曜日)
 午前10時～午後3時(土曜日開所日)
 午前9時～午後6時(延長開所日)
 ※土曜日開所日および延長開所日は、一部の年金相談センターでは予約相談を行っておりません。予約相談可能な年金相談センターについては、

【インターネットからの予約】

老齢年金、障害年金、遺族年金、未支給年金の請求に関する手続きの予約ができます。

▼受付時間

午前8時～午後11時30分(全日)

※「老齢年金請求書」の受け付けは誕生日の前日から可能です。希望する方は、日本年金機構のホームページから専用サイトにアクセスしてください。

▼問い合わせ

土浦年金事務所
 (土浦市小松1-3-33ハトリビル1・2階)
 ☎029・825・1170

※自動音声に従って(1)のあとに(2)を押してください。
 ・保険年金課 医療年金係
 ☎68・2211(内線177)



障害の区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1級～4級の各級	特別項症から第4項症までの各級項
聴覚障害	2級および3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある場合に限る。)	特別項症から第2項症までの各級項(喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある場合に限る。)
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各級項
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	特別項症から第6項症までの各級項および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	特別項症から第6項症までの各級項および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	特別項症から第3項症までの各級項
	移動機能	
心臓機能障害	1級および3級	特別項症から第3項症までの各級項
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
免疫機能障害		
肝臓機能障害	1級～3級の各級	
療育手帳	[㊦] または [A]	
精神障害者保健福祉手帳	1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方 ・障がいの治療のため通院している方	